

土木部土木工事重点監督実施要領

(趣旨)

第1条 奈良県土木部の入札する土木工事（関連設備工事を含む。）において、契約内容に適合した施工と工事目的物の品質確保を図ることを目的として、重点監督の実施について必要な事項を定める。

(総則)

第2条 「重点監督」とは、「土木部土木工事監督要領」（以下「監督要領」という。）に定める「監督」に加え、施工状況の確認及び把握の強化を実施することをいう。重点監督の実施は監督要領及び「土木部土木工事検査要領」（以下「検査要領」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

(対象工事)

第3条 重点監督の対象工事は次のとおりとする。

- (1) 低入札価格調査の調査基準価格を下回る入札を行い、契約を行った工事（以下、「低入札工事」という。）。
- (2) 土木部長が、契約内容に適合した施工と工事目的物の品質確保を図るために特に必要と認めた工事。

(重点監督体制)

第4条 重点監督の対象工事は、監督要領第3及び第4に定めるところによる監督責任者及び監督員に加えて、「重点監督員」「指導点検員」をおくものとする。

- 2 重点監督員は、本庁の監督副責任者若しくは、監督責任者が指名する者とする。
- 3 指導点検員は、技術管理課の検査員若しくは、技術管理課長が指名する者とする。
- 4 出先機関の長（以下、「所長」という。）は、監督要領第4条に定める監督員のほか、監督員を補助する者（以下、「現場技術員」という。）を配置することができる。

(重点監督の実施)

第5条 監督員は、「別表1」のフローに基づき、以下の事項及び監督員が必要と認める事項により重点監督を実施するものとする。

- (1) 段階確認は、「段階確認一覧（別表2）」によるものとする。
- (2) 施工状況把握は、「施工状況把握一覧（別表3）」によるものとする。
- 2 監督員は、施工プロセスのチェックリストに基づき確認を行うほか、「別表4」に定める重点点検を実施するものとする。
- 3 前2項の重点監督及び重点点検は、監督員または現場技術員が臨場により行うことを原則とする。
- 4 対象工事で重要な工種において総括監督員は、重点監督員及び指導点検員の立会のうえ合同重点点検を行うこととする。

(請負者の施工体制)

- 第6条 専任の主任(監理)技術者の配置が義務付けられている工事のうち、低入札工事において次項に該当する工事には、主任(監理)技術者とは別に同等程度の技術者(以下、「補助監理技術者」という。)を、専任で1名配置させることとする。
- 2 請負者が、奈良県土木部発注工事で入札日から過去2年以内に完成あるいは入札時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかに該当する場合。
- (1) 65点未満の工事成績評定を通知された場合。
 - (2) 発注者から施工中又は施工後において請負契約書に基づいて補修又は損害賠償を請求された場合。ただし軽微な手直し等は除く。
 - (3) 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は事業担当課長、所長若しくは総括監督員から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた場合。
 - (4) 自ら起因して工期を大幅に遅延した場合。
- 3 前項に該当の場合において、請負者は、主任(監理)技術者の届出と同様に、補助監理技術者を届け出なければならないものとする。
- 4 請負者は、前項の届出が提出された後工事着手できるものとし、所長は、本届出が提出されない場合、工事の中止その他必要な措置をとるものとする。
- 5 補助監理技術者は、主任(監理)技術者を補助し、主任(監理)技術者と同様の職務を行うものとする。

(請負者の品質管理)

- 第7条 請負者は、奈良県土木部発行「土木工事施工管理基準」中の「品質管理基準及び規格値」に示されているもののうち、現場施工に関する「試験区分」欄の「必須」の項目及び監督員が必要と認める事項について、「試験基準」を2倍の頻度をもって実施し、品質管理を行うものとする。

(検査)

- 第8条 監督員は、中間検査の実施に関して「平成13年度10月19日付技号外」の通知文の一層厳格な運用を行い適切な時期に実施するものとする。
- 2 検査に際しては、「検査要領」及び「土木工事技術検査基準」等の諸基準により、一層厳格な検査を実施するものとする。

(結果報告)

- 第9条 所長は、当該工事が完了したときは、重点監督報告書(点検様式4)により点検結果をまとめて、土木部長に報告するものとする。

附則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成20年6月1日から施行する。